

うるま市告示第114号

うるま市企業誘致推進事業実施要綱を次のように定める。

令和8年6月5日

うるま市長 中村 正人

うるま市企業誘致推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の各種計画等において地域経済の活性化に資する産業集積地として計画する上江洲・仲嶺地区等への企業誘致を図るため、企業誘致推進員として認定した者に企業情報を提供してもらうことで、本市が行う企業誘致活動へつなげ、産業の振興及びに雇用の拡大に資するうるま市企業誘致推進事業（以下「本事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において企業誘致推進員とは、企業誘致活動に係る本市の計画等を理解し、自ら誠実に企業誘致活動に取り組み、法人格を有する企業（以下「誘致対象企業」という。）に対して、本市への情報提供及び市と誘致対象企業との仲介を行う者として、市長が認定したものという。

(企業誘致推進員の認定等)

第3条 企業誘致推進員の認定を受けようとするもの（従業員を企業誘致推進員として指名する法人を含む。）は、市長が必要と認める添付書類を添えて、企業誘致推進員認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合は、別に定める審査基準に基づき審査し、企業誘致推進員として認定したときは、企業誘致推進員認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、企業誘致推進員の認定を受けようとするものが次に掲げる事項に該当するときは、企業誘致推進員として認定しないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及びその構成員（準構成員を含む。）であるとき。

(2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が事業主又は役員となっているとき。

- (3) 暴力団員が実質的に運営していると認められるとき。
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているとき。
 - (5) 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。
 - (8) 沖縄県議会議員若しくはうるま市議会議員又は沖縄県職員若しくはうるま市職員であるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が企業誘致推進員として不適当と認めるとき。
- 4 第2項に基づく企業誘致推進員の認定期間は、次項に規定する業務委託契約の履行期間とする。
- 5 市長は、第2項により認定した者又は認定した者が所属する法人と、予算の範囲内において本事業に係る業務委託契約を締結するものとする。

(企業誘致推進員の責務)

- 第4条 企業誘致推進員は、本事業の履行に関して知り得た一切の情報を第三者へ漏らしてはならない。
- 2 企業誘致推進員は、本事業の履行に関して、苦情、紛争等が生じたときは、自らの責任において処理しなければならない。
- 3 企業誘致推進員は、市長が企業誘致活動について報告を求めたときは、速やかに市長に対して報告するものとする。
- 4 企業誘致推進員は、情報収集に関して違法又は不当な行為を行ってはならない。

(誘致対象企業に関する情報の提供)

- 第5条 企業誘致推進員は、市に対して誘致対象企業の情報を提供しようとするときは、誘致対象企業の同意を得た上で、企業誘致情報提供書（様式第3号。以下「情報提供書」という。）を市長に提出するものとする。

(企業誘致情報の審査等)

- 第6条 市長は、前条の規定による情報提供があったときは、提供された誘致対象企業の情報について審査を行い、情報提供を承認又は不承認する旨、企業誘致情報受付通知書（様式第4号。以下「受付通知書」という。）により企業誘致推進員に通知するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、情報提供を不承認とする。

- (1) 誘致対象企業について情報提供のあった時点で、既に他の企業誘致推進員から同様の情報を受け付けていたとき。
- (2) 企業誘致推進員自らが、情報提供をした誘致対象企業の事業主（顧問又は役員を含む。）であるとき。
- (3) 企業誘致推進員の所属する企業の代表者（顧問又は役員を含む。）と誘致対象企業の代表者（顧問又は役員を含む。）が同一人物であるとき。
- (4) 提出された企業誘致情報が第3条第4項に規定する業務委託契約書に添付する仕様書の内容に反するとき。

（業務委託料）

第7条 業務委託料は、前条に基づき承認された情報提供1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（請求）

第8条 企業誘致推進員が前条に規定する業務委託料を請求する場合は、受付通知書の写しを添付し、請求書（様式第5号）をもって市長に請求することができる。

（企業誘致推進員認定の取消し）

第9条 市長は、企業誘致推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業誘致推進員の認定を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反すると認められるとき。
 - (2) 申請書又は情報提供書に事実と異なる記載があったとき。
 - (3) 違法又は不当な行為により、誘致対象企業に関する情報を入手したと認められるとき。
 - (4) 企業誘致推進員が企業誘致活動を第三者に行わせたとき。
 - (5) 前条に基づく業務委託料を請求する権利を第三者に譲渡したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、企業誘致推進員として不適格と市長が認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により企業誘致推進員の認定を取り消したときは、企業誘致推進員認定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により企業誘致推進員の認定を取り消した場合において、本事業に係る業務委託契約を解除するものとする。

（返還）

第10条 市長は、前条第3項の規定により業務委託契約を解除した場合において、業務委託料返還請求書（様式第7号）により業務委託料の全部又は一部の返還を請

求することができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月5日から施行する。

うるま市長 様

【申請者】

住所（所在地）：

名称：

代表者氏名：

企業誘致推進員認定申請書

うるま市企業誘致推進事業実施要綱第 3 条第 1 項の規定により企業誘致推進員に認定して頂くよう申請します。

1 企業誘致推進員として認定を受けようとする者

所属・役職	
氏名	
生年月日	
電話番号	
誘致しようとする業種	

2 添付書類

- （1） 職務履歴書
- （2） 企画提案書
- （3） 暴力団排除に関する誓約書

第 号
年 月 日

様

うるま市長

企業誘致推進員認定通知書

年 月 日付けで申請のありましたみだしのことについて、うるま市企業誘致推進事業実施要綱第 3 条第 2 項により下記の条件を付して認定します。

1 企業誘致推進員として認定する者

所属・役職	
氏名	
誘致しようとする業種	

2 認定する条件

- （１）うるま市企業誘致推進事業実施要綱に違反しないこと。
- （２）誘致対象企業の営利活動に損害を与えないこと。

3 認定期間

うるま市企業誘致推進事業実施要綱第 3 条第 4 項に規定する業務委託契約の履行期間とする。

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

企業誘致推進員

住所：

氏名：

企業誘致情報提供書

うるま市内への進出に関心のある企業がありますので、うるま市企業誘致推進事業実施要綱第 5 条により下記のとおり情報を提供します。

1 誘致対象企業の概要

企業名	
本社所在地	
担当者部署名	
担当者氏名	
連絡先	
業種	（主要事業等を記載）

2 希望する内容

希望する地域	
立地希望時期	
事業計画の概要	（事業所の場所、規模、雇用人数等）

3 添付書類

- （１） 企業の概要、役員名等がわかるもの（パンフレット等）
- （２） 企業情報の提供に関する同意書

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長

企業誘致情報受付通知書

年 月 日付けで提出のありました企業誘致情報提供書について、うるま市企業誘致推進事業実施要綱第 6 条により下記のとおり承認・不承認としましたので通知します。

1 提供のあった企業誘致情報

企業名	
所在地	
担当部署名	
担当者氏名	
業種	(主要事業等)

2 企業誘致情報の承認状況 承認 ・ 不承認

< 不承認の理由 >

様式第 5 号（第 8 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

住所（所在地）：
事業 者 名：
代 表 者 名：

請求書

年 月 日から 年 月 日までの期間で通知のあった企業誘致情報受付通知書について、うるま市企業誘致推進事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

口座振込依頼		
金融機関名	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
口座名義人（フリガナ）		

請求額 _____ 円

発行責任者：
電話番号
担当者：
電話番号

様式第 6 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長

企業誘致推進員認定取消通知書

年 月 日付けで認定した企業誘致推進員について、うるま市企業誘致推進事業
実施要綱第 9 条第 2 項により、認定を取り消したので通知します。

（１） 認定を取り消した企業誘致推進員

所属・役職	
氏名	

（２） 認定を取り消した理由

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

うるま市長

業務委託料返還請求書

既に支払済みの業務委託料について、うるま市企業誘致推進事業実施要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

- （１） 返還額 円
- （２） 返還金納入期限 年 月 日
- （３） 返還方法
- （４） 返還を求める理由